

第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

25問 2時間

A-1 次の記述は、電波法に定める用語の定義を述べたものである。電波法（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 「電波」とは、 A 以下の周波数の電磁波をいう。
 ② 「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の B を送り、又は受けるための通信設備をいう。
 ③ 「無線局」とは、無線設備及び C を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

	A	B	C
1	300万メガヘルツ	信号	無線設備の管理
2	300万メガヘルツ	音響	無線設備の操作
3	300万ギガヘルツ	信号	無線設備の操作
4	300万ギガヘルツ	音響	無線設備の管理

A-2 次の記述は、無線局の予備免許を受けた者が行う工事設計等の変更について述べたものである。電波法（第9条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ A なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
 ② ①の変更は、周波数、 B 又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項第1号の技術基準に合致するものでなければならない。
 ③ 電波法第8条の予備免許を受けた者は、 A で、通信の相手方、通信事項又は C を変更することができる。

	A	B	C
1	総務大臣に届け出	電波の型式	運用許容時間
2	総務大臣の許可を受け	通信方式	運用許容時間
3	総務大臣の許可を受け	電波の型式	無線設備の設置場所
4	総務大臣に届け出	通信方式	無線設備の設置場所

A-3 次の記述は、無線局の免許状の訂正について述べたものである。無線局免許手続規則（第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、電波法第21条（免許状の訂正）の免許状の訂正を受けようとするときは、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に対し、 A を付して、その旨を B ものとする。
 ② ①の場合において、総務大臣又は総合通信局長は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。
 ③ 免許人は、新たな免許状の交付を受けたときは、遅滞なく旧免許状を C 。

	A	B	C
1	事由	届け出る	返さなければならない
2	事由及び訂正すべき箇所	申請する	返さなければならない
3	事由	申請する	廃棄しなければならない
4	事由及び訂正すべき箇所	届け出る	廃棄しなければならない

A-4 次の記述は、無線局の変更検査について述べたものである。電波法（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第17条（変更等の許可）第1項の規定により無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更の工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、 A を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について登録点検事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、 B を省略することができる。

注1 登録点検事業者とは、電波法第24条の2（点検事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

注2 登録外国点検事業者とは、電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

A	B
1 当該無線局の無線設備	その一部
2 当該無線局の無線設備	その全部
3 許可に係る無線設備	その一部
4 許可に係る無線設備	その全部

A-5 次の記述は、電波の質について述べたものである。電波法（第28条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信設備に使用する電波の 等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

- 1 周波数の偏差、高調波の強度
- 2 周波数の幅、空中線電力の偏差
- 3 周波数の偏差及び幅、高調波の強度
- 4 周波数の偏差及び幅、空中線電力の偏差

A-6 次の記述は、電波の強度に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第21条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（ A をいう。以下同じ。）が電波法施行規則別表第2号の3の2（電波の強度の値の表）に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。
- (1) 平均電力が B の無線局の無線設備
 - (2) C の無線設備
 - (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備
- ② ①の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

A	B	C
1 電界強度及び磁界強度	10ミリワット以下	移動する無線局
2 電界強度、磁界強度及び電力束密度	20ミリワット以下	移動する無線局
3 電界強度、磁界強度及び電力束密度	10ミリワット以下	移動業務の無線局
4 電界強度及び磁界強度	20ミリワット以下	移動業務の無線局

A-7 送信空中線の型式及び構成が適合しなければならない条件に該当しないものはどれか。無線設備規則（第20条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 整合が十分であること。
- 2 満足な指向特性が得られること。
- 3 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。
- 4 空中線の近傍にある物体による影響をなるべく受けないものであること。

A-8 次の記述は、送信装置の水晶発振回路に使用する水晶発振子について述べたものである。無線設備規則（第16条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

水晶発振回路に使用する水晶発振子は、周波数をその許容偏差内に維持するため、次の条件に適合するものでなければならない。

- (1) 発振周波数が A の水晶発振回路により又はこれと同一の条件の回路によりあらかじめ試験を行って決定されているものであること。
- (2) 恒温槽を有する場合は、恒温槽は水晶発振子の B その温度変化の許容値を正確に維持するものであること。

A	B
1 試験用	温度係数に応じて
2 試験用	温度係数にかかわらず
3 当該送信装置	温度係数に応じて
4 当該送信装置	温度係数にかかわらず

A-9 次の記述は、無線局の運用について述べたものである。電波法（第53条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、 A は、 B に記載されたところによらなければならない。ただし、 C については、この限りでない。

A	B	C
1 周波数及び空中線電力	無線局事項書及び工事設計書の写し	遭難通信
2 周波数及び空中線電力	免許状	非常の場合の無線通信
3 電波の型式及び周波数	無線局事項書及び工事設計書の写し	非常の場合の無線通信
4 電波の型式及び周波数	免許状	遭難通信

A-10 一般通信方法における無線通信の原則として定める事項に該当しないものはどれか。無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線通信は、これを長時間行ってはならない。
- 2 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- 3 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 4 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。

A-11 次の記述は、アマチュア局のモールス無線通信における呼出しの簡易化について述べたものである。無線局運用規則（第20条、第126条の2及び第261条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 空中線電力50ワット以下の無線設備を使用して呼出しを行う場合において、確実に連絡の設定ができると認められるときは、呼出事項のうち、 A の送信を省略することができる。
- ② ①により A の送信を省略した無線局は、その通信中 B を送信しなければならない。

A	B
1 DE及び自局の呼出符号	できる限り2回自局の呼出符号
2 相手局の呼出符号及びDE	できる限り2回自局の呼出符号
3 DE及び自局の呼出符号	少なくとも1回以上自局の呼出符号
4 相手局の呼出符号及びDE	少なくとも1回以上自局の呼出符号

A-12 無線局は、無線設備の機器の調整のための電波の発射が、他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、どうしなければならないか。無線局運用規則（第22条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 空中線電力を低下しなければならない。
- 2 直ちにその発射を中止しなければならない。
- 3 その通知に対して直ちに応答しなければならない。
- 4 10秒間を超えて電波を発射しないように注意しなければならない。

A-13 次の記述は、非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第74条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、 A、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を B に行わせることができる。
- ② ①の規定による処分に違反した者は、1年以下の懲役又は C 以下の罰金に処する。

	A	B	C
1	人命の救助	電気通信事業者	50万円
2	有線通信を利用することができないときに、人命の救助	無線局	50万円
3	有線通信を利用することができないときに、人命の救助	電気通信事業者	100万円
4	人命の救助	無線局	100万円

A-14 次の記述は、無線局の免許の取消し等について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときは、 A 以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて B、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。
- ② 総務大臣は、免許人が正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き C 以上休止したときは、その免許を取り消すことができる。

	A	B	C
1	1箇月	電波の型式	6箇月
2	1箇月	運用許容時間	3箇月
3	3箇月	運用許容時間	6箇月
4	3箇月	電波の型式	3箇月

A-15 総務大臣に対する報告に関する記述のうち誤っているものはどれか。電波法（第80条及び第81条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人は、非常通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 2 無線局の免許人は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 3 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。
- 4 無線局の免許人は、電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信の訓練のための通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

A-16 次の記述は、無線従事者の免許証の再交付について述べたものである。無線従事者規則（第50条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

無線従事者は、 A に変更を生じたとき又は免許証を汚し、破り、若しくは失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。

- (1) 免許証（免許証を失った場合を除く。）
- (2) 写真 B
- (3) A の変更の事実を証する書類（ A に変更を生じたときに限る。）

	A	B
1	氏名又は住所	2枚
2	氏名	1枚
3	氏名又は住所	1枚
4	氏名	2枚

A-17 次の記述は、「標準周波数報時業務」の定義を述べたものである。無線通信規則（第1条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

「標準周波数報時業務」とは、 A のため、公表された高い精度の B 周波数、報時信号又はこれらの双方の発射を行う科学、 C その他の目的のための無線通信業務をいう。

	A	B	C
1	周波数の較正	特性	技術
2	周波数の較正	特定	産業
3	一般的受信	特性	産業
4	一般的受信	特定	技術

A-18 無線通信規則（第5条）の周波数分配表において、アマチュア業務に分配されている周波数帯はどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 24,690 kHz～24,790 kHz
- 2 24,790 kHz～24,890 kHz
- 3 24,890 kHz～24,990 kHz
- 4 24,990 kHz～25,010 kHz

A-19 次の記述は、無線通信の秘密について述べたものである。無線通信規則（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

主管庁は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり、次の事項を A ために必要な措置を執ることを約束する。

- (1) 公衆の一般的利用を目的としない無線通信を許可なく傍受すること。
- (2) (1)にいう無線通信の傍受によって得られたすべての種類の情報について、許可なく、その B を漏らし、又はそれを C こと。

	A	B	C
1	禁止する	内容若しくは単にその存在	他人の用に供する
2	禁止し、及び防止する	内容	他人の用に供する
3	禁止する	内容	公表若しくは利用する
4	禁止し、及び防止する	内容若しくは単にその存在	公表若しくは利用する

A-20 次の記述は、許可書について述べたものである。無線通信規則（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、この規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、 A ことができない。ただし、この規則に定める例外の場合を除く。
- ② 許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、 B を守ることを要する。

	A	B
1	無線設備を所有する	電気通信の秘密
2	無線設備を所有する	無線通信の規律
3	設置し、又は運用する	電気通信の秘密
4	設置し、又は運用する	無線通信の規律

B-1 次の記述は、無線局の免許状について述べたものである。電波法（第14条及び第24条）及び無線局免許手続規則（第22条及び第23条）の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 総務大臣は、無線局の免許を与えたときは、免許状を交付する。
- イ 無線局の免許人は、新たな免許状の交付による訂正を受けたときは、遅滞なく旧免許状を返さなければならない。
- ウ 無線局の免許人は、免許状の訂正を受けようとするときは、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に対し、事由及び訂正すべき箇所を付して、その旨を申請するものとする。
- エ 無線局の免許人は、無線局の免許がその効力を失ったときは、直ちに免許状を廃棄しなければならない。
- オ 無線局の免許人は、免許状を破損し、汚し又は失ったときは、10日以内に免許状の再交付の申請をしなければならない。

B-2 送信設備の空中線、給電線若しくはカウンターポイズであって高圧電気を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から2.5メートル以上のものでなければならないが、次の記述は、これによらないことができる場合について述べたものである。電波法施行規則（第25条）の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 無線従事者以外の者が立ち入らないよう警告書を掲示している場合
- イ 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、無線従事者以外の者が出入しない場所にある場合
- ウ 2.5メートルに満たない高さの部分が、人体が容易に触れない位置にある場合
- エ 2.5メートルに満たない高さの部分が、容易に識別できるよう赤色灯で照明されている場合
- オ 2.5メートルに満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合

B-3 次に掲げる通信のうち、電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、アマチュア局がその免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて行うことができるものを1、行うことができないものを2として解答せよ。

- ア 漁業通信
- イ 電気通信業務の通信
- ウ 無線機器の試験又は調整をするために行う通信
- エ 非常の場合の無線通信の訓練のために行う通信
- オ 人命の救助に関し急を要する通信（他の電気通信系統によっては、当該通信の目的を達することが困難である場合に限る。）

B-4 次の記述は、電波の発射の停止について述べたものである。電波法（第72条及び第110条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、無線局の発射するが総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して電波の発射の停止を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射するが総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局にさせなければならない。
- ③ 総務大臣は、②の規定により発射するが総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちにしなければならない。
- ④ ①の規定によって電波の発射を停止された無線局を運用した者は、に処する。

- | | | | |
|-----------------------|------------------------|-------------|-----------|
| 1 電波の質 | 2 臨時に | 3 電波を試験的に発射 | 4 ①の停止を解除 |
| 5 電波の強度 | 6 3箇月以内の期間を定めて | 7 職員を派遣し検査 | 8 その旨を通知 |
| 9 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 | 10 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 | | |

B-5 次の記述は、無線局からの混信の防止について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の内には、同じ字句が入るものとする。

- ① すべての局は、、過剰な信号の伝送、虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送、の伝送を行ってはならない（無線通信規則第19条（局の識別）に定める場合を除く。）。
- ② 混信を避けるために、送信局の及び、業務の性質上可能な場合には、受信局のは、特に注意して選定しなければならない。
- ③ 混信を避けるために、不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、のアンテナの利点をできる限り利用して、にしなければならない。

- | | | | | |
|------------------|------|-------|-------------|----------|
| 1 不要な伝送 | 2 最大 | 3 高利得 | 4 識別表示のない信号 | 5 長時間の伝送 |
| 6 無線通信規則に定めのない略語 | 7 位置 | 8 最小 | 9 無線設備 | 10 指向性 |